

## 事業概要及び測量説明会

東村山都市計画道路3・4・15の1号新東京所沢線

(東久留米市浅間町二丁目地内から同市金山町二丁目地内)

東京都北多摩北部建設事務所

1

## 事業概要

東村山都市計画道路3・4・15の1号新東京所沢線

(東久留米市浅間町二丁目地内から同市金山町二丁目地内)

2

### 路線の概要



3

### 路線の概要(広域)



4

### 事業の概要

路線名	東村山3・4・15の1
都市計画決定	昭和37年7月26日
区間	東久留米市浅間町二丁目地内～同市金山町二丁目地内
延長	約0.6km
幅員	18m
車線数	2車線

5

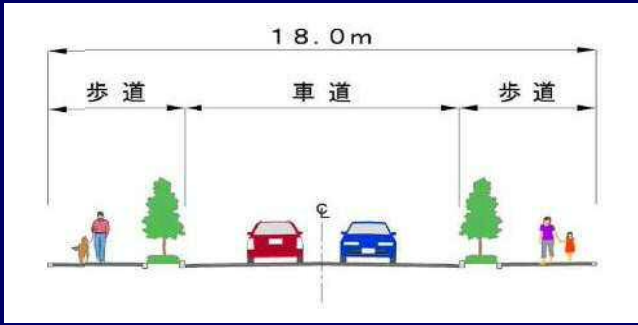
### 事業区間平面図



凡例  事業化予定範囲

6

## 計画断面（案）（一般部）



(イメージ図)

7

## 計画道路の整備イメージ



8

## 事業の効果

- 都心とのアクセス強化による利便性の向上
- 広域的な防災機能の向上
- 安全で快適な道路空間の確保

等

9

## 都心とのアクセス強化による利便性の向上



10

## 広域的な防災機能の向上



11

## 安全で快適な道路空間の確保



12

## 安全で快適な道路空間の確保

緊急車両通行阻害

広い道路を整備

通行可

歩道 車道 歩道

駐車帯 駐車帯

13

## 無電柱化による効果

良好な都市景観の創出

都市防災機能の強化

安全・快適な歩行空間の確保

無電柱化のイメージ図

14

## 低騒音舗装の効果

通常の舗装

低騒音舗装

路面騒音の低減

空隙の多い舗装

15

## 用地取得に伴う補償のあらまし

16

## 用地取得に伴う補償のあらまし

土地売買代金

物件移転補償金

1. 建物移転補償
2. 工作物移転補償
3. 立木補償
4. 動産移転補償
5. 仮住居補償
6. 借家人に対する補償
7. 営業補償
8. 家賃減収補償
9. 移転雑費補償

17

## 測量について

現況測量  
用地測量

18

## 現況測量

**現況測量について**

**現況測量について**  
この測量は、皆様方の土地の起伏や建物の位置、周辺道路の形状等の測量を行い、その結果を現した「現況平面図」により、皆様の土地や建物と、都市計画線との位置関係を明らかにすることを目的としています。

**土地や建物と都市計画線との位置関係を示した現況平面図（見本）**

都市計画線  
都市計画中心線  
都市計画線

※ 図の色の凡例が都市計画線図の中心線となります。  
※ 図の色の凡例が都市計画線図の中心線となります。

**現況測量の流れ**

1. 測量の基準となる点の設置
2. 皆様方の土地や建物、道路等の位置の測量
3. 都市計画道路の中心線及び幅を現す杭の設置
4. 都市計画道路の縦断および横断方向の高さの測量

東京都北多摩本部建設事務所

19

## 現況測量範囲

**測量範囲**

東京都 東久留米市 埼玉県 新産市

東村山3・4・15の1 18M

幅90m~100m

測量予定範囲

20

## 現況測量の流れ

1. 測量の基準となる点の設置
2. 皆様方の土地や建物、道路等の位置の測量
3. 都市計画道路の中心線及び幅を現す杭の設置
4. 都市計画道路の縦断および横断方向の高さの測量

21

## 現況平面図（見本）

縮尺 S=1:250

都市計画線  
都市計画中心線  
都市計画線

22

## 現況測量に伴う宅地、畑等への立ち入り

- 1 皆様方の土地や建物などの位置を測量する時
- 2 都市計画道路の中心線及び幅を現す杭を現地に設置する時
- 3 都市計画道路の縦断及び横断方向の高さを測量する時

皆様方の宅地、畑等に立ち入る際には、必ずお声がけ等をいたしますので、ご協力をお願いいたします。

23

## 用地測量

**用地測量について**

**用地測量について**  
この測量は、道路を整備するために必要となる土地について、周辺の土地との境界を確認し、道路として取得させていただく土地の面積を定めることを目的としています。

**用地測量の流れ**

1. 境界を確認するための測点の設置  
土地の境界を測定するための測点を設置します。
2. 境界を確認するための測点の設置  
土地の境界を測定します。
3. 測点の設置  
土地の境界を測定します。
4. 都市計画線の位置を現す杭等の設置  
都市計画線の位置を現す杭を設置します。

測量

24

## 用地測量の流れ

1. 境界を確認するための資料収集等
- ↓
2. 境界を確認するための現地立会い
- ↓
3. 境界点の測量
- ↓
4. 都市計画線の位置を現す杭等の設置

25

## 1. 境界を確認するための資料収集等

- 1 土地の境界を確認するために必要な公図や土地登記簿等を登記所などから取得します。
- 2 皆様方の宅地、畑等にある既存の境界杭等を確認させていただきます。

26

## 2. 境界を確認するための現地立会い

- 1 現在ある道路などの公共用地と私有地との境界の確認
- 2 私有地と私有地との境界の確認

27

## 境界立会いの通知について

**立会依頼文書の例**

参考となる図面又は書類

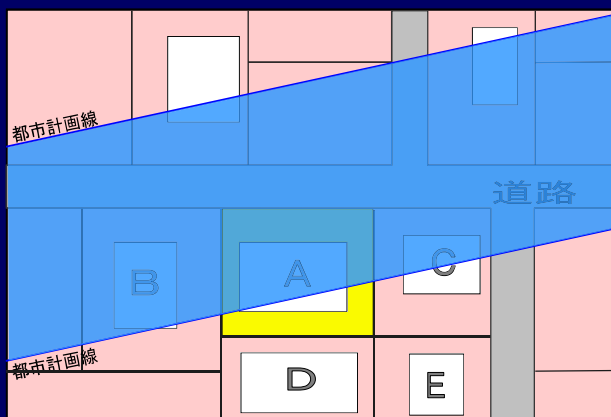
この通知状と印鑑

代理人の方に立会わせる場合は委任状

公印

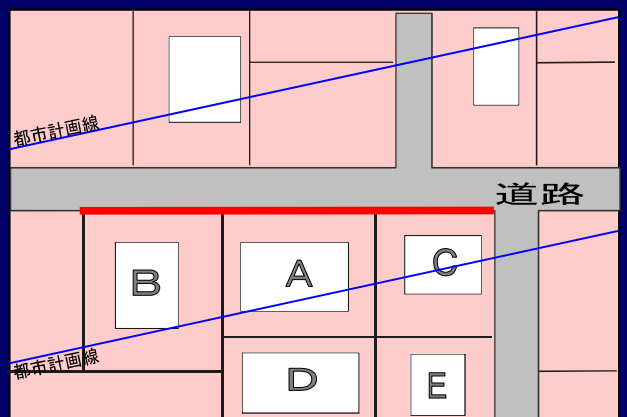
28

## 境界確認の手順(Aさんの場合)



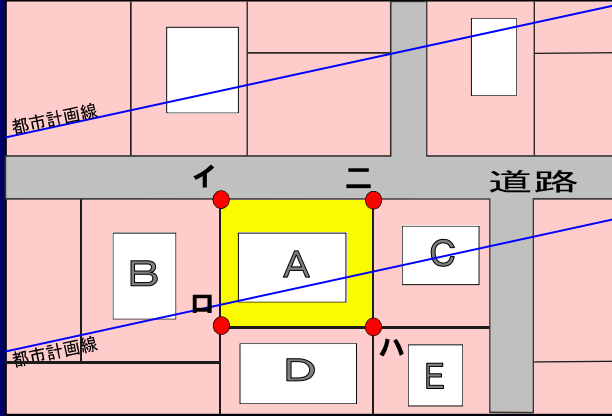
29

## 公共用地と私有地との境界を確認する手順



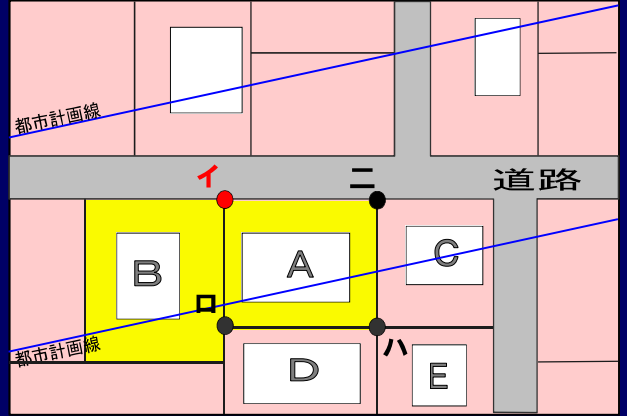
30

## 私有地と私有地との境界を確認する手順



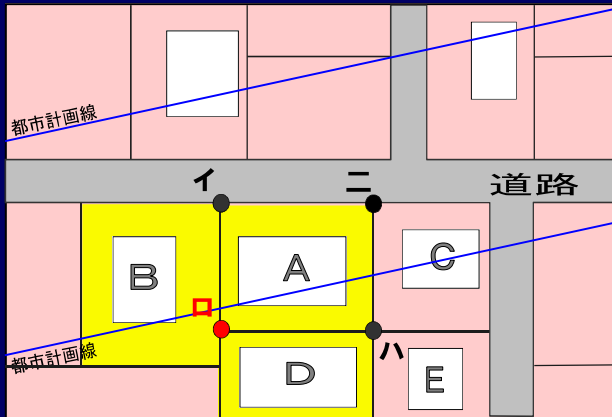
31

## 私有地と私有地との境界を確認する手順



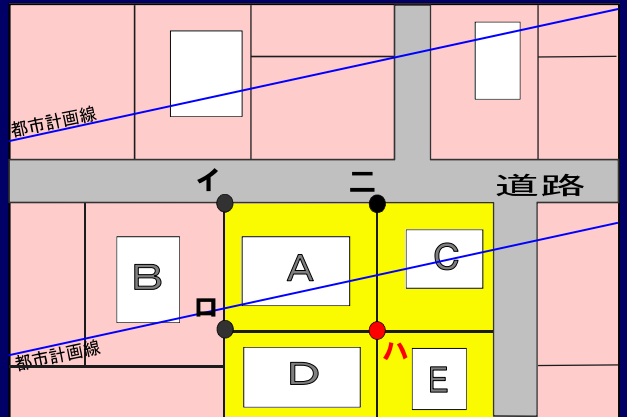
32

## 私有地と私有地との境界を確認する手順



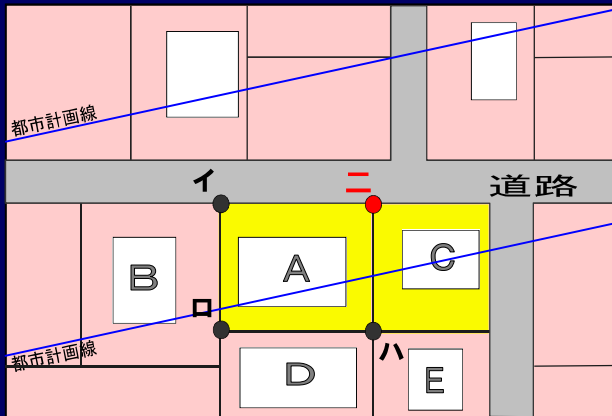
33

## 私有地と私有地との境界を確認する手順



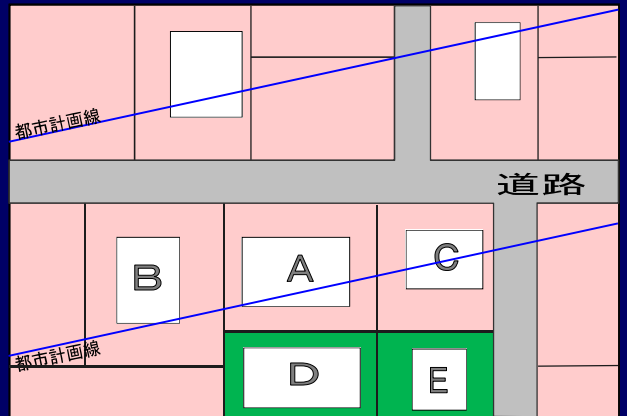
34

## 私有地と私有地との境界を確認する手順



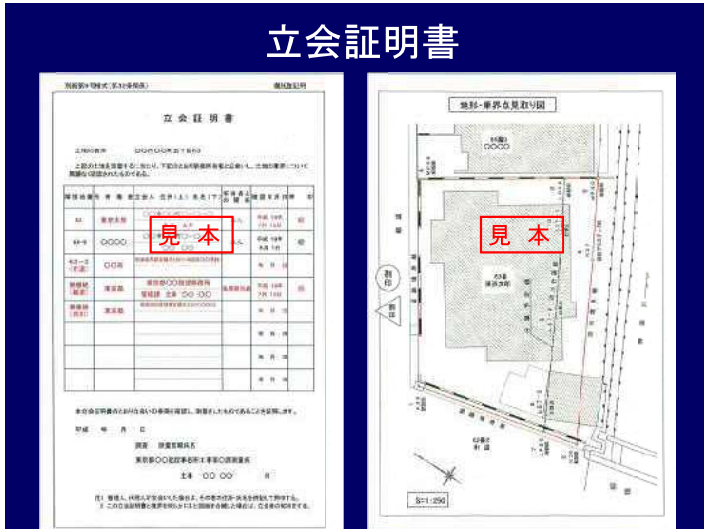
35

## 私有地と私有地との境界を確認する手順



36

## 立会証明書



37

## 3. 境界点の測量

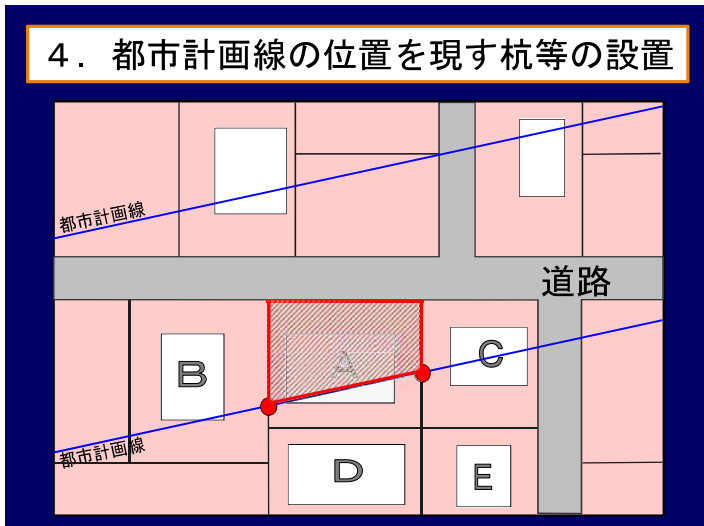
境界立会で確認された境界点を測量していきます。

この測量は、皆様に立会いをお願いすることはありません。

測量のため、再度、皆様の土地に入らせていただきます。

38

## 4. 都市計画線の位置を現す杭等の設置



39

用地測量に伴う宅地、畑等への立ち入り

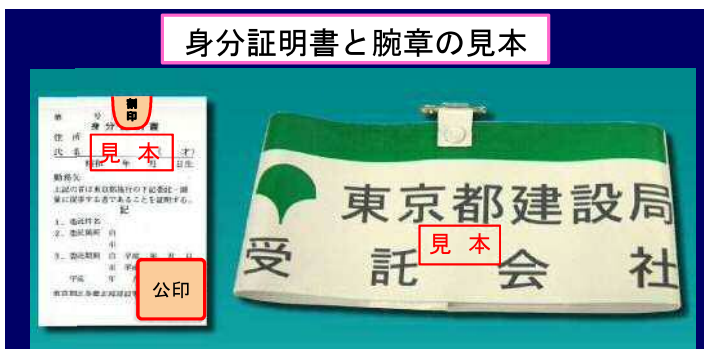
用地測量の作業において、地権者等の方の宅地、畑等に立ち入りをさせていただきます。

- 1 境界を確認するための資料収集等
- 2 境界点の測量
- 3 都市計画線を現す杭等の設置

皆様の宅地、畑等に立ち入る際には、必ずお声がけ等をいたしますので、ご協力をお願いいたします。

40

## 身分証明書と腕章の見本

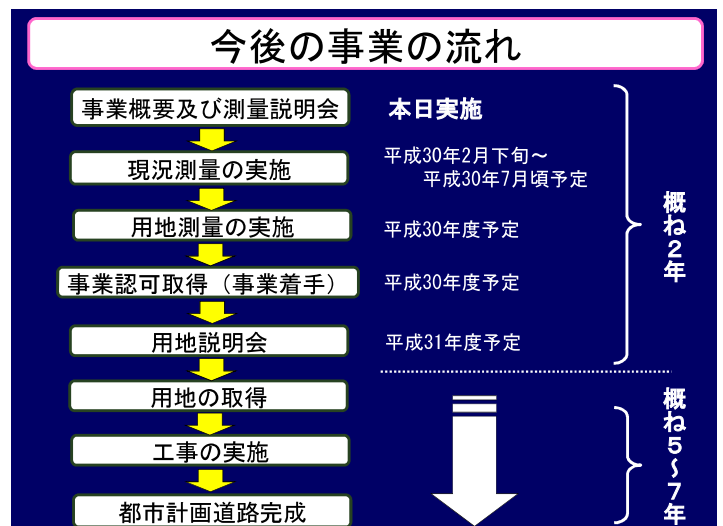


測量作業は、東京都が委託した測量会社が行います。

測量にあたっては、身分証明書を常に携帯し、腕章をつけて作業を行ってまいります。

41

## 今後の事業の流れ



42